

(目的)

第1条 この規程は、獨協大学自己点検・評価及び内部質保証の推進に関する規程第8条に基づく認証評価委員会（以下「委員会」という。）について定める。

2 本委員会は学校教育法第109条第2項により義務付けられた認証評価機関による機関別認証評価のための委員会として、必要に応じて学長が設置する。

(構成)

第2条 委員会は自己点検・評価室長及び次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 各学科選出の教員各1名
- (2) 自己点検・評価室事務課長
- (3) 学長が専任教職員から任命した者若干名

2 委員長には、自己点検・評価室長があたる。

3 委員長を補佐するため副委員長をおくことができる。副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

(任務)

第3条 委員会は、内部質保証推進委員会の下で次の事項にあたる。

- (1) 機関別認証評価のための自己点検・評価報告書作成に関する事項
- (2) 認証評価機関への手続に関する事項
- (3) その他、機関別認証評価を受ける上で必要とされる事項

(任期)

第4条 本委員会は学校教育法第109条第2項により義務付けられた機関別認証評価の実施に合わせ臨時招集される委員会とし、その準備時期から認証取得までを任期とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、自己点検・評価室が行う。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、内部質保証推進委員会及び全学教授会の審議を経て学長が行う。

附 則（平成18年規程第8号）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規程第14—10号）

2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第8号）

3 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（2020年規程第6号）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2023年規程第12号）

この規程は、2023年4月1日から施行する。